



## 6月議会での一般質問

[2023年6月8日]

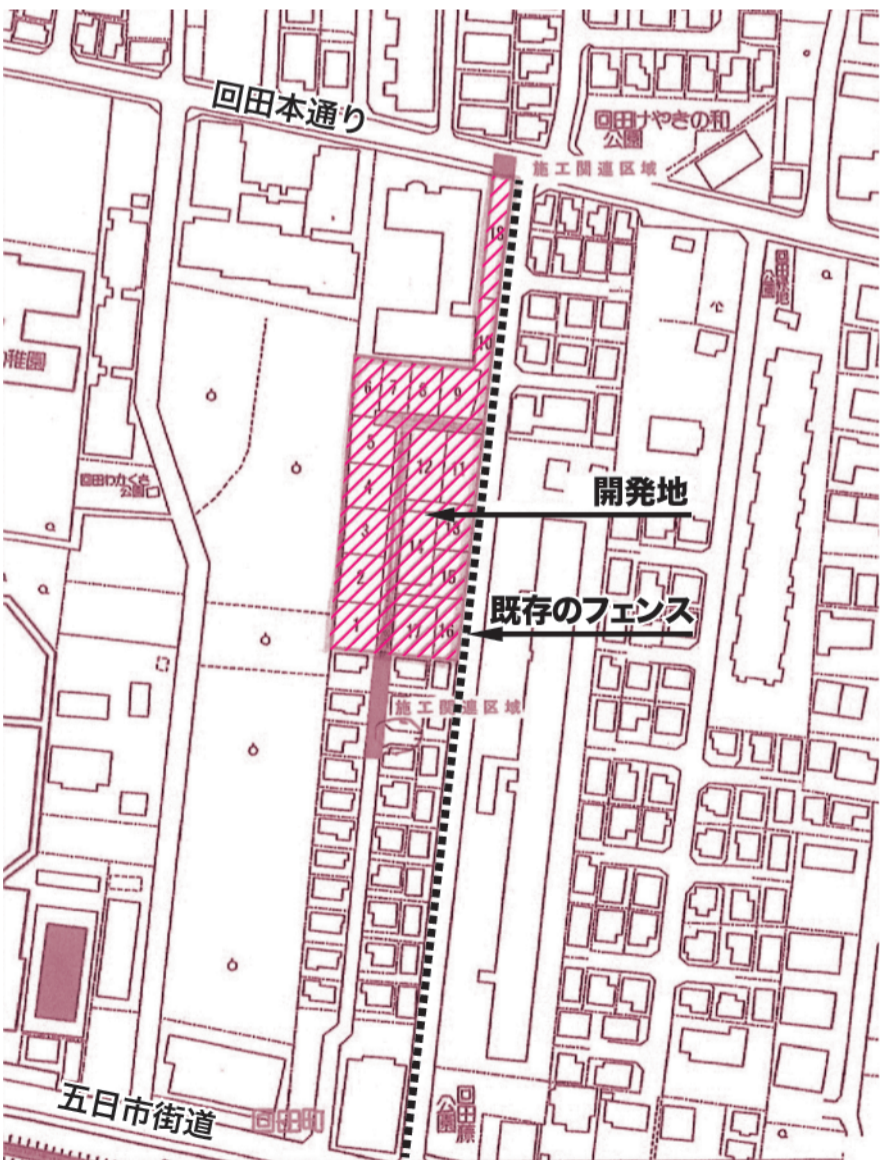


### 1 回田町184-1ほかの開発で、市は市民の声に答えているか

回田町開発の周辺住民が、開発地南側の五日市街道に歩道がなく危険であるため、北側の回田本通りに抜けられるように幅5mほどの細長い土地を道路か通路にすることを求めています(地図参照)。しかし、業者は細長い部分も宅地とする開発計画をつくり、市は4月にそれへの同意書を出し、業者は5月から宅地造成を始めました。

開発地北側のマンションの住民は、細長い部分に家が建つと、日照やプライバシーの問題が生じることから、業者に対して開発行為に伴う生活環境への影響等の説明を求めました。開発条例は、生活環境への影響のほか、工期や作業時間、工事車両の通行経路等を周辺住民に説明することを求めています。業者は、昨年6月にマンション住民らに説明をしましたが、その時点では、作業時間や車両の通行経路等の説明はありませんでした。その後、工期や土地利用計画が変更されましたが、業者は6月に説明したという住民説明報告書を市に提出しました。説明が不十分だと感じた住民は、業者が提出した住民説明報告書を情報開示請求しましたが、市は、請求結果が開示される前日に、開発への同意書を出しました。

一般質問への答弁によって、住民説明報告書は通常は住民への説明の2~3週間後に提出されるものであることがわかりました。業者からのより正確な説明を求める住民の声を無視するかのよう、1年近く前の説明で良いと認めてしまった市のやり方には憤りを感じます。条例は、業者に市民とともにまちづくりを行うことを求めており、市は住民に十分説明するよう業者に求めるべきです。納得できない住民は、幟を立てて開発反対の意思表示をしています。



## 2 小平市で医療的ケア児への支援の拡充を



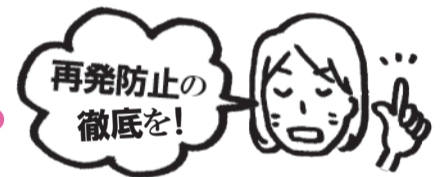
2021年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立し、人工呼吸器や喀痰吸引などの医療的ケアが恒常的に必要な医療的ケア児への支援が、国や自治体の責務となりました。昨年度に市が実施した医療的ケア児等実態把握調査によると、市内に医療的ケア児は、0~2歳児が8人、3~5歳児が5人、小学生が7人、中学生が3人、高校生が4人の計27人います。

市内保育園で受け入れている医療的ケア児は1名で、今後の受け入れ拡充のため、保育園の施設・設備や、看護師などの対応人員、入園の手続きなどを定めるガイドラインの策定に取り組んでいるとのことでした。市立小学校にも1名の医療的ケア児が通っていますが、家族が毎日付き添っています。文部科学省は昨年9月の通知で、保護者の付き添いがなくても医療的ケア児が適切な支援を受けられるようにすることを求めており、法の趣旨を踏まえた支援を実施するためのガイドラインの策定に取り組んでいるとの答弁でした。

医療的ケア児に関する相談を受け付け、支援につなげる医療的ケア児コーディネーターの配置については、他自治体の状況等の情報収集に留まり、保護者が交流できる場については、市として設置する意向はないとの答弁で、後ろ向きです。市には、法の趣旨に基づく支援をしっかりと行うよう求めていきます。



## 百条委員会から調査報告



2022年4月に回田町で(株)こどもの森が開園した「まなびの森保育園花小金井」で開園時の園庭面積が公募採択時の半以下となっている問題で、市議会に約1年間設置された市内認可保育園開園時園庭縮小問題調査特別委員会(百条委員会)の調査報告書が今年3月に公表されました。

この問題は、市がホームページに記載したように「公募選定の公平性、公正性及び信頼性に影響を及ぼしかねない」ものです。(株)こどもの森は、2021年1月の第一次公募では不採択で、2月末の第二次公募で採択されました。第一次で出した案は屋上園庭でしたが、第二次では応募案で最も広い地上園庭を提案しました。第一次と第二次の間に、業者が小林洋子議員(現市長)と一緒に担当課に不採択の理由を聞きに行ったことは、審査の一つの焦点となりました。

同社は結局第一次で提案していた敷地面積しか確保できず、第二次で提案した園庭面積が実現しなかったことが最大の問題です。第二次公募で提案した園庭面積を確保できる見込みは本当にあったのか、大いに疑問を感じ、私や共産党の委員は園庭分の土地の売却を承諾していた地権者の証人喚問を求めました。しかし、賛同が少なかったため実現せず、文書質問への地権者からの回答もなく、百条委員会といっても調査権限には限界を感じました。調査報告書で再発防止策として提案された、審査過程の公開や、土地の取得状況を売買契約時に確認することなどの実現を求めていきます。

